

報酬算定区分に関する届出書(児童発達支援)

事業所・施設の名称	児童発達支援事業所〇〇			
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了	
2 利用児童の状況	月	① 利用延べ人数	② ①うち未就学児	③ 未就学児の割合 (②/①)
	4月	20	19	95%
	5月	18	18	100%
	6月	18	18	100%
	7月	25	23	92%
	8月	26	25	96%
	9月	20	19	95%
	10月	19	19	100%
	11月	18	17	94%
	12月	24	23	96%
	1月	18	18	100%
	2月	20	20	100%
	3月	23	22	96%
	合計	249	241	97%

※①に占める②の割合が70%以上の場合は、障害児通所報酬告示第1の二の(1)「主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合」の区分で請求すること。

【用語の意味】

1. 未就学児等支援区分とは

児童発達支援の基本報酬は、前年度の延べ利用人数に占める、**小学校就学前の児童(未就学児)**の割合により当該年度の報酬区分を判定することとなっています。

2. 報酬区分について

- ・「非該当」の区分になるのは以下の事業所です。
児童発達支援センター、主として重症心身障害児を対象とする事業所

・ 区分1

未就学児の利用延べ人数(表②)÷全障害児※の利用延べ人数(表①)
=70%以上

・ 区分2

未就学児の利用延べ人数(表②)÷全障害児の利用延べ人数(表①)
=70%未満

※全障害児とは、「児童発達支援」を利用する児童のこと。
(放課後等デイサービスを利用する児童は含まない。)

この割合が
・70%以上なら区分1、
・70%未満なら区分2になります

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

医療的ケア区分に応じた基本報酬に関する届出を行う場合は別添も添付してください。